

「果物・野菜くず」について ②



平成 28 年 9 月 21 日の「剪定枝・庭の草の日」に「野菜くず」を袋に入れて出された方がいた為、「ルール違反」として収集されませんでした（しかも、3重のルール違反）。

仮に庭で栽培していたとしても、野菜は飽くまで野菜であり庭の草ではありませんので、「果物・野菜くず」は指定のゴミ袋に入れて「燃やすゴミ」として出して下さい。

「庭の草」を出す場合、今回の様な不透明の袋に入れた場合は、「ルール違反」として収集されませんので、必ず透明か半透明のポリ袋に入れて出して下さい。

また、「庭の草」を透明のポリ袋に入れた場合でも、袋の口を閉めずに出した場合は、「ルール違反」として収集されませんので、必ず袋の口はしっかりと閉めて出して下さい。

回覧「スプレー缶」について ②



平成 28 年 9 月 28 日の「燃やさないごみ・ペットボトルの日」に「スプレー缶」を混入（計 7 本）して出された方がいた為、「ルール違反」として収集されませんでした。

「スプレー缶」は「燃やさないごみ」ではなく、「空き缶・スプレー缶・空き瓶・廃蛍光管の日」に出す様にして下さい。

また、「スプレー缶」は破裂や火災の危険が有りますので、使い切った後に必ず穴を開けて、完全にガスを抜いてから出して下さい。